

請求の範囲

- [請求項1] ステビア植物からの抽出物を粗精製して得られた粗精製物を用いる、レバウディオサイドD含有晶析物の製造方法であって、
- 前記粗精製物における総ステビオール配糖体含有量が50～95質量%であり、且つ、前記粗精製物が少なくともレバウディオサイドAとレバウディオサイドDとを含有しており、
- 前記粗精製物を、エタノールを含み且つメタノール濃度が1mg/L以下である溶媒中に混合して、晶析用溶液を調整する工程、並びに、
- 前記晶析用溶液を、攪拌しながら冷却し、レバウディオサイドDを析出させる工程を含むことを特徴とする、レバウディオサイドD含有晶析物の製造方法。
- [請求項2] 前記総ステビオール配糖体が、レバウディオサイドA、レバウディオサイドB、レバウディオサイドC、レバウディオサイドD、ステビオシド、レバウディオサイドFおよびレバウディオサイドMである、請求項1に記載の製造方法。
- [請求項3] 前記粗精製物におけるレバウディオサイドAの含有量が5～70質量%であり、かつ、レバウディオサイドDの含有量が2～70質量%である、請求項1または2に記載の製造方法。
- [請求項4] 前記溶媒における前記エタノールの濃度が99.9質量%以下である、請求項1～3のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項5] 前記粗精製物を混合する際に、前記溶媒が40～80℃の温度に維持されている、請求項1～4のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項6] 種晶として、レバウディオサイドDを使用する、請求項1～5のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項7] 前記晶析用溶液を、攪拌しながら35℃以下の温度となるまで冷却し、レバウディオサイドDを析出させる、請求項1～6のいずれか一項に記載の製造方法。

- [請求項8] 前記晶析用溶液を、攪拌しながら0.002～1.37℃/分の速度で冷却し、レバウディオサイドDを析出させる、請求項1～7のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項9] 前記晶析用溶液を、1～48時間の間攪拌しながら冷却し、レバウディオサイドDを析出させる、請求項1～8のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項10] 前記粗精製物が、
ステビア植物の乾燥葉を溶媒を用いて抽出して抽出物を得る、抽出工程、
前記抽出物を固液分離処理することで清澄液を得る、固液分離工程、
、
前記清澄液に凝集剤を添加して凝集させ、処理液を得る、凝集工程、
、
前記処理液を疎水性多孔質樹脂で処理する、樹脂精製工程、および樹脂精製後の溶液を濃縮する、濃縮工程
を含む方法により得られたものである、請求項1～9のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項11] さらに、析出したレバウディオサイドDと液相とを分離し、分離後のレバウディオサイドDを乾燥する工程を含む、請求項1～10のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項12] さらに、
析出したレバウディオサイドDを分離し、乾燥して、一次晶析物を得る工程、
該一次晶析物を、エタノールを含み且つメタノール濃度が1mg/L以下である溶媒中に混合して、一次晶析物溶解液を調整する工程、
前記一次晶析物溶解液を、攪拌しながら冷却し、レバウディオサイドDを析出させる工程、並びに、
析出したレバウディオサイドDを分離し、乾燥する工程

を含む、請求項1～10のいずれか一項に記載の製造方法。

- [請求項13] レバウディオサイドD含有晶析物におけるメタノール含有量が10 ppm未満である、請求項1～12のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項14] レバウディオサイドD含有晶析物における、エタノールに対するメタノール含有割合MeOH/EtOHが、0.00010～0.00080である、請求項1～13のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項15] レバウディオサイドD含有晶析物における総ステビオール配糖体に対するレバウディオサイドDの割合が35～95質量%である、請求項1～14のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項16] レバウディオサイドD含有晶析物における総ステビオール配糖体に対するレバウディオサイドAの割合が10～50質量%である、請求項15に記載の製造方法。
- [請求項17] 晶析回数を一回とした場合の、粗精製物中に含まれていたレバウディオサイドDに対する晶析したレバウディオサイドDの割合が、70～99質量%である、請求項1～16のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項18] 前記晶析用溶液を調整する工程において、前記粗精製物を、レバウディオサイドDの10℃での過飽和度が10以上であり且つレバウディオサイドAの10℃での過飽和度が18以下になるように、エタノールを含む溶媒中に混合する、請求項1～17のいずれか一項に記載の製造方法。
- [請求項19] メタノール含有量が10 ppm未満であることを特徴とする、レバウディオサイドD含有晶析物。
- [請求項20] エタノールに対するメタノール含有割合MeOH/EtOHが、0.00010～0.00080である、請求項19に記載のレバウディオサイドD含有晶析物。
- [請求項21] 請求項1～18のいずれか一項に記載の製造方法により製造された

、レバウディオサイドD含有晶析物。

[請求項22] 請求項19～21のいずれか一項に記載のレバウディオサイドD含有晶析物を含む飲食品。

[請求項23] 飲料である、請求項22に記載の飲食品。